

平成28年度

人事委員会年報

岡山県人事委員会

# 目 次

第1章 人事委員会関係	1
1 人事委員会の設置	2
2 人事委員会の組織と権限	2
3 人事委員会の委員	3
4 人事委員会の運営	3
(1) 平成28年度 人事委員会開催状況	3
(2) 平成28年度 人事委員会議事一覧表	4
第2章 事務局の組織及び分掌事務等	11
1 事務局の組織	12
2 事務局職員の定数及び現員	12
3 事務局の事務分掌	12
4 人事委員会規則の制定改廃状況	13
5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況	13
6 平成28年度の予算の状況	13
第3章 任用関係業務	17
1 採用試験	18
(1) 実施日程	18
(2) 受験資格及び試験方法	19
(3) 特徴と受験者の確保	20
(4) 平成28年度 試験概要	21
(5) 採用試験実施結果一覧	23
2 採用及び昇任の選考結果	24
第4章 給与関係業務	25
1 職員給与の実態	26
(1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成	26
(2) 給料表別の平均給与月額等	27
2 民間給与の調査	28
(1) 調査事業所	28
(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	28
(3) 諸手当の支給状況	29
3 職員の給与に関する報告及び勧告	31
(1) 職員給与と民間給与との較差	31
(2) 報告(むすび)	31
(3) 勧告	36
4 勧告実施の状況	37

第5章 勤務条件関係等業務	4 1
1 勤務条件	4 2
2 服務	4 2
3 その他	4 2
第6章 公平審査関係業務	4 3
1 勤務条件に関する措置要求	4 4
(1) 平成28年度において判定したもの	4 4
(2) 平成28年度において審査したもの	4 4
(3) 平成28年度において却下したもの	4 4
(4) 平成28年度において取下げのあったもの	4 4
2 不利益処分に関する審査請求	4 4
(1) 平成28年度において裁決したもの	4 4
(2) 平成28年度において審査したもの	4 4
(3) 平成28年度において却下したもの	4 4
(4) 平成28年度において取下げのあったもの	4 4
(5) 平成28年度において打ち切ったもの	4 5
3 苦情処理	4 5
4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧	4 5
第7章 職員団体関係業務	4 6
1 職員団体の登録	4 7
(1) 県関係	4 7
(2) 受託地方公共団体関係	4 7
2 管理職員等の範囲の指定	4 8
(1) 県関係	4 8
(2) 受託地方公共団体関係	4 9
第8章 労働基準監督機関関係業務	5 1
1 労働基準監督機関職権行使者	5 2
2 労働基準法別表第1の事業区分	5 2
3 労働基準法に基づく諸届の受理等	5 2
4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等	5 2

# 第 1 章

## 人事委員会関係

# 第1章 人事委員会関係

## 1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の第7条の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日に、岡山県人事委員会設置条例（昭和26年6月11日条例第34号）により設置された。

## 2 人事委員会の組織と権限

### (1) 組織

人事委員会は3人の委員をもって組織する合議制の機関である。

人事委員会が合議制の機関とされるのは、その職務が、勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分の不服申立てに対する裁決等に典型的に現れるように、中立かつ公平さを要求されることによるものである。

### (2) 権限

人事委員会の権限は、地方公務員法第8条に規定されており、これを機能的に大別すると次のとおりである。

行政権限	人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
	給与その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
	人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に意見を申し出ること。
	人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
	給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
	職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
	職員の給与が、地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保する準司法的権限のために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
	職員の苦情を処理すること。
準立法的権限	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表の計画立案、給料表の報告、勧告、職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）。
	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し人事委員会規則を制定すること。
準司法的権限	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置をとること。
	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
	学校医等の公務災害補償に関する審査請求を審査すること。

### 3 人事委員会の委員

委員の任期は4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は前任の委員の残任期間とされる。

職・氏名	就任年月日	任期	備考
委員長 森 義郎	平成23年10月 6日	平成31年10月 5日	2期目 平成26年10月13日から委員長
委員長職務代理者 佐藤 園	平成18年 7月16日	平成30年 7月15日	3期目 平成18年8月10日から委員長職務代理者
委員 秋山 義信	平成26年10月13日	平成30年10月12日	1期目 平成26年10月13日から労働基準監督機関職権行使者

### 4 人事委員会の運営

委員会の委員長は、3人の委員から互選によって選ばれ、委員長は委員会の事務を処理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員が職務を代理する。委員会の会議は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができないが、公務の運営等に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。議事の決定は、出席委員の過半数によることとなっており、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が召集する。会議は、原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開とすることができる。議事は、議事録として記録しておかなければならない。

#### (1) 平成28年度 人事委員会開催状況

区 分	平成28年度
会 議	28回
議 案	99件
報 告 事 項	39件
そ の 他	20件

#### (2) 平成28年度 人事委員会議事一覧表 (資料1) のとおり

(資料1)

## 平成28年度人事委員会議事一覧表

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
4/6 (水)	1	議第1号 議第2号 議第3号 議第4号 議第5号	職員の昇任の選考について 管理職手当に関する規則の一部改正について 給料の調整額の調整基本額の一部改正について 期末手当及び勤勉手当の運用の一部改正について 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について
4/12 (火)	2	議第6号 議第7号 議第8号 議第9号 議第10号  報告事項	不服申立ての受理について 平成26年第2号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成28年度岡山県職員A採用試験の実施について 平成28年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施について 平成28年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験問題の決定について  (1) 平成27年度苦情相談(下半期)の処理状況について (2) 平成28年職種別民間給与実態調査の実施について (3) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要について
5/17 (火)	3	議第11号 議第12号 議第13号 議第14号  報告事項	特別休暇の特例承認について 勤勉手当の成績率等に関する協議及び回答について 平成28年度岡山県職員A採用試験第一次試験問題の決定について 平成28年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験問題の決定について  (1) 平成28年第1号不服申立事案に係る答弁書提出期限の延期について (2) 職務に専念する義務の免除について (3) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について (4) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要について (5) 平成28年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験の実施状況について
6/1 (水)	4	議第15号	平成28年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験合格者の決定について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		報告事項	(1) 岡山県公務共闘会議からの要求書の受取について
6 / 6 (月)	5	議第16号	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
		議第17号	職員の採用の選考について
		議第18号	平成28年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について
		議第19号	平成28年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験の実施について
		報告事項	(1) 平成28年第1号不服申立事案に係る答弁書等の受理について
7 / 12 (火)	6	議第20号	職員の給与等に関する報告及び勧告について
		議第21号	通勤手当(新幹線鉄道等利用)に係る人事委員会の承認について
		議第22号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について
		議第23号	平成28年度岡山県職員A採用試験第一次試験合格者の決定について
		議第24号	平成28年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験合格者の決定について
		議第25号	平成28年度岡山県職員A採用試験論文試験の課題の決定について
		議第26号	平成28年度岡山県職員A採用試験口述試験の集団討論の課題の決定について
		議第27号	平成28年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験の実施について
		議第28号	社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験に係る実施基準の一部改正等について
		議第29号	平成28年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施について
		報告事項	(1) 解雇予告の除外認定について (2) 自己啓発等休業に係る退職手当の取扱いの承認について (3) 平成28年第1号不服申立事案に係る反論書提出期限の延期について (4) 平成28年職種別民間給与実態調査の実施状況について



月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
7/26 (火)	7	議第30号 議第31号 議第32号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成28年度第1回岡山県警察官A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 職員の任用に関する規則等の一部改正について  (1) 平成28年第1号不服申立事案に係る反論書提出期限の再延期について
8/12 (金)	8	議第33号 議第34号 報告事項	本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案について 職員の給与等に関する報告及び勧告について  (1) 平成28年第1号不服申立事案に係る反論書の受理について
8/30 (火)	9	議第35号 議第36号 議第37号 議第38号 議第39号 議第40号 議第41号 議第42号 議第43号	職務に専念する義務の免除の取扱いの廃止について 本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案について 職員の給与等に関する報告及び勧告について 職員の採用の選考について 平成28年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成28年度岡山県警察行政職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成28年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次試験問題の決定について 平成28年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察行政職員B採用試験第一次試験問題の決定について 社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験に係る実施基準の一部改正について
9/6 (火)	10	議第44号	職員の給与等に関する報告及び勧告について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		報告事項	(1) 平成28年第1号不服申立事案に係る再答弁書等の受理について (2) 中国地方人事委員会協議会次長・給与主管課長会議の概要について (3) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要について
9/12 (月)	11	議第45号 議第46号 議第47号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成28年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験の試験問題の決定について 平成28年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の試験問題の決定について (1) 平成28年度勤務条件等実態調査について
9/15 (火)	12	議第48号 議第49号 報告事項	条例案に対する人事委員会の意見について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要について
9/23 (金)	13	議第50号 議第51号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 通勤手当の支給単位期間の承認について (1) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要について
9/29 (木)	14	議第52号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 平成28年第1号不服申立事案に係る再答弁書(第2主張書面)等の受理について (2) 岡山県職員共闘会議との委員会見の概要について (3) 岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議及び岡山県労働組合会議からの要請書受取の概要について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
10/4 (火)	15	議第53号	平成28年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第一次試験合格者の決定について
10/11 (火)	16	議第54号 議第55号 議第56号 議第57号 報告事項	平成28年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次合格者の決定について 平成28年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察行政職員B採用試験第一次合格者の決定について 平成28年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験作文試験の課題の決定について 平成28年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験論文試験の課題の決定について (1) 平成28年度(上半期) 苦情相談の処理状況について (2) 都道府県人事委員会の報告・勧告の状況について
10/25 (火)	17	議第58号 議第59号 議第60号 報告事項	事務局職員の任命について 特地公署の指定基準について 平成28年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験第一次試験合格者の決定について (1) 都道府県人事委員会の報告・勧告の状況について
11/15 (火)	18	議第61号 議第62号 報告事項	勤勉手当の成績率等に関する協議及び回答について 平成28年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (1) 解雇予告の除外認定について (2) 平成28年第1号不服申立事案に係る再反論書等の受理について
11/28 (月)	19	議第63号 議第64号	平成28年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成28年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		報告事項	(1) 平成28年第1号不服申立事案に係る釈明書提出期限の延期について
12/6 (火)	20	議第65号 議第66号 議第67号 議第68号 議第69号 議第70号 議第71号 議第72号	条例案に対する人事委員会の意見について 岡山県職員給与条例等の改正等に伴う人事委員会規則及び通知の改正等について 勤勉手当の成績率等に関する再協議及び回答について 職員の配偶者同行休業に関する規則等の一部改正について 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用通知の一部改正について 一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部改正について 平成28年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察行政職員B採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
1/17 (火)	21	議第73号 報告事項	岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について (1) 解雇予告の除外認定について (2) 平成28年第1号不服申立事案に係る釈明書(第3主張書面)等の受理について (3) 平成28年度勤務条件等実態調査(後期)について
1/24 (火)	22	議第74号	平成29年度岡山県職員等採用試験実施計画について
2/7 (火)	23	議第75号	平成29年度第1回岡山県警察官採用試験の実施について
2/14 (火)	24	議第76号	業務改善要望に係る対応について
2/23 (木)	25	議第77号 議第78号 議第79号 議第80号	条例案に対する人事委員会の意見について 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の改正について 職員の育児休業等に関する規則等の改正について 職員の高齢者部分休業に関する規則の制定について

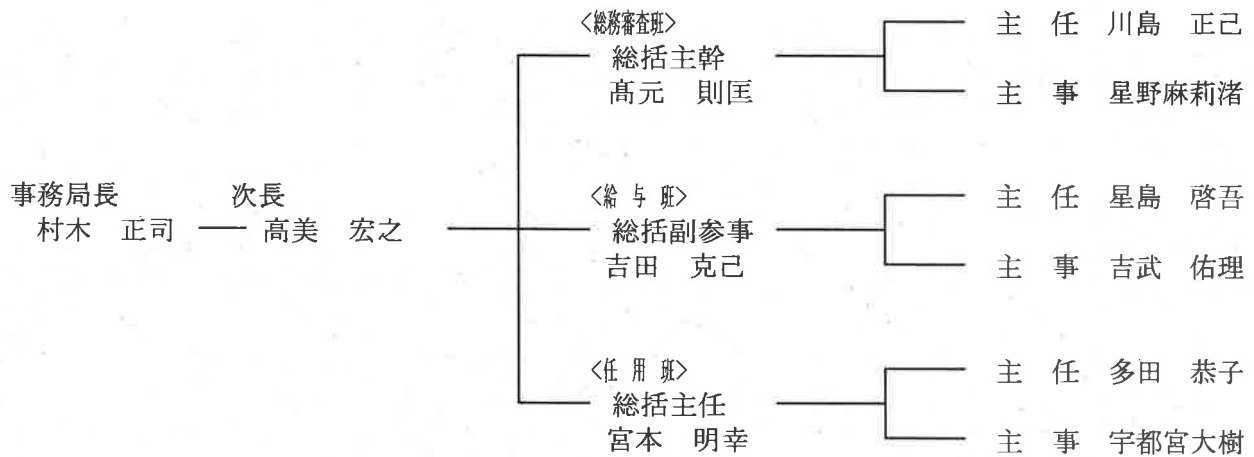
月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		報告事項	(1) 自治労岡山県本部からの要請書受取の概要について
2/28 (火)	26	議第81号 議第82号 議第83号 議第84号 議第85号 報告事項	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の改正等に伴う人事委員会規則及び通知の改正について 県費負担教職員の給与に関する規則の一部改正について 特地勤務手当等に関する規則の一部改正について 職制改正等に伴う人事委員会規則の一部改正について 職員の昇任及び採用の選考について (1) 復帰を前提としない出向による職員の採用について
3/17 (金)	27	議第86号 議第87号 議第88号 議第89号 議第90号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 企業職員の任用に関する職務の級について 職員の昇任及び採用の選考について 職員の退職管理に関する規則の一部改正について 平成29年4月1日人事異動に伴う協議について
3/22 (水)	28	議第91号 議第92号 議第93号 議第94号 議第95号 議第96号 議第97号 議第98号 議第99号 報告事項	平成29年4月1日人事異動に伴う協議について 平成29年4月1日人事異動に伴う事務局職員の任免について 職員の昇任及び採用の選考について 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正について 職制改正等に伴う人事委員会規則の一部改正について 勤勉手当の成績率等の取扱いについて 職員の退職管理に関する規則の一部改正について 勤務条件に関する措置要求の受理について (1) 自己啓発等休業期間に係る退職手当の取扱いの承認について (2) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要について (3) 岡山県職員共闘会議からの要求書受取の概要について

## 第 2 章

### 事務局の組織及び分掌事務等

## 第2章 事務局の組織及び分掌事務等

### 1 事務局の組織



(平成28年4月1日現在)

### 2 事務局職員の定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 11人  
 人事委員会事務局の職員現員 11人  
 [岡山県職員等定数条例第2条6号]

### 3 事務局の事務分掌

班	事務分掌
総務審査班	1 事務局の事務の総合調整に関する事 2 人事委員会の会議及び議事に関する事 3 事務局職員の任免その他人事に関する事 4 事務局職員の福利厚生に関する事 5 公印の管守並びに文書及び物件の收受・発送・保管に関する事 6 予算経理及び物品出納に関する事 7 不利益処分審査請求に関する事 8 勤務条件に関する措置の要求に関する事 9 分限・懲戒及び服務の手續に関する事 10 勤務時間その他の勤務条件に関する事 11 退職管理に関する事 12 労働基準監督に関する事 13 職員団体に関する事 14 退職手当審査会に関する事
給与班	1 給与等に関する報告及び勧告に関する事 2 民間給与実態調査に関する事 3 職員給与実態調査に関する事 4 給料表に関する事 5 諸手当その他給与制度に関する事 6 初任給・昇格・昇給等に関する事 7 給与支払いの監理に関する事

任用班	1 採用試験に関すること 2 選考に関すること 3 臨時的任用に関すること
-----	---

4 人事委員会規則の制定改廃状況

(資料2) のとおり

5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

(資料3) のとおり

6 平成28年度予算の状況

当初予算額事項別一覧表

(単位：千円)

分 類 事 項 名	予 算 額 ( )は前年	財源内訳		説 明
		特 定	一 般	
(義務) 人事委員会事務局 職員 費	92,573 (92,716)		92,573 (92,716)	事務局人件費 給 料 43,837 諸手当 32,698 共済費 16,038
(一般) 人事委員会費	7,431 (7,431)		7,431 (7,431)	委員報酬等経費 (報酬額) 平成28年4月1日改定 委員長：日額 35,000円 月額 45,000円 委 員：日額 30,000円 月額 35,000円
(一般) 人事委員会事務局 運 営 費	16,753 (17,712)	468 (468)	16,285 (17,244)	事務局運営費 16,285 受託公平委員会費 468 10市12町村39一部事務組合に係る公平委員会の受託事務費(年額) 市 @30×10団体 町村(百人以上) @ 9× 6団体 町村(百人未満) @ 6× 6団体 一部事務組合 @ 2×39団体
事務局計	116,757 (117,859)	468 (468)	116,289 (117,391)	



## (資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
23	H28.4.12	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	「職務の級」を「等級」に改正する。	H28.4.1
24	H28.6.17	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係地方公共団体における組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について、所要の改正を行う。	H28.6.17
25	H28.7.29	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	選考採用について「できる規定」に改正する。	H28.7.29
26	H28.12.16	職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則	休業期間の再度の延長ができる特別の事情を規定し、様式の改正を行う。	H28.12.16
27	H28.12.16	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	法改正に伴い、字句の修正を行う。	H29.1.1
28	H28.12.22	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	規則の内容の一部が条例化されたことに伴い、所要の改正を行う。	H28.12.22
29	H28.12.22	一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	規則の内容の一部が条例化されたことに伴い、所要の改正を行う。	H28.12.22
30	H28.12.22	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表の改正を行う。	H28.4.1
31	H28.12.22	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医師の処遇を確保する観点から、支給月額を改正する。	H28.4.1
32	H28.12.22	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、成績率の基準を改正する。	H28.12.1
1	H29.1.24	岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	福島第一原子力発電所の敷地内に新事務本館が建設されたことに伴い、手当支給対象施設として新たに加える。	H29.1.24
2	H29.3.17	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	H29.3.17
3	H29.3.17	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	H29.3.17
4	H29.3.21	特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	特勤公署等に係る指定を見直し、特勤公署等の級別指定を行う。	H29.4.1

## (資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
5	H29.3.21	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	休職期間等換算表における介護休暇の換算率を1/2以下から2/2以下に改正する。	H29.4.1
6	H29.3.21	職員の勤務時間、休日及び規則に関する規則の一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行う。	H29.4.1
7	H29.3.21	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	法改正及び条例改正により、育児休業の対象となる子の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行う。	H29.4.1
8	H29.3.21	職員の高齢者部分休業に関する規則	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に合わせ、同条例の施行に必要な規則を制定する。	H29.4.1
9	H29.3.21	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	期末手当の在職期間において、新設される高齢者部分休業に係る期間の1/2控除等の改正を行う。	H29.4.1
10	H29.3.24	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	岡山県警察組織規則の改正に伴い、字句の修正を行う。	H29.3.24
11	H29.3.31	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職の新設・改廃等に伴い、所要の改正を行う。	H29.4.1
12	H29.3.31	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	H29.4.1
13	H29.3.31	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	H29.4.1
14	H29.3.31	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	光量子科学研究所の廃止に伴い、研究職給料表の適用を受ける職員の勤務する機関から削除する改正を行う。	H29.4.1
15	H29.3.31	岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	廃校に伴い、へき地学校等を指定から削除する。	H29.4.1
16	H29.3.31	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正等に伴い、所要の改正を行う。	H29.4.1

(資料3)

### 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

年月日	条 例 案	意 見
H28.9.15	岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
H28.12.6	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	職員の給与は、地方公務員法に定める均衡の原則等に基づき決定されるべきものでありますが、勧告の内容が一部実施されないことについては、諸般の事情を勘案すれば、やむを得ないものと考えます。
H29.2.23	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	異議なし
	職員の高齢者部分休業に関する条例	異議なし

## 第 3 章

### 任用關係業務

### 第3章 任用関係業務

#### 1 採用試験

(1) 実施日程

試験名	公示日	申込受付期間	第一次試験会場	第二次試験日	最終合格発表日
岡山県職員A採用試験	4月28日	4月28日 ～ 5月26日	6月26日 岡山大学 明治学院大学	7月30日 7月31日 ～ 8月3日 8月17日 ～ 8月21日	8月31日
岡山県職員B採用試験	7月5日	7月5日 ～ 8月17日	9月25日 岡山大学	10月28日 10月29日 ～ 10月31日	11月16日
市町立小・中学校事務職員採用試験	7月29日	7月29日 ～ 9月1日	9月18日 岡山県庁分庁舎 都道府県会館	11月5日 ～ 11月6日	11月30日
社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験	8月9日	8月9日 ～ 9月9日	10月16日 岡山県庁分庁舎	11月12日	11月30日
身体障害者対象の岡山県職員・市町立小・中学校事務職員採用試験	3月1日	3月1日 ～ 4月8日	5月8日 岡山朝日高校 5月5日、7日 岡山県警察学校	7月7日 ～ 7月10日	7月27日
岡山県警察官等採用試験	4月28日	4月28日 ～ 5月26日	6月26日 岡山大学 明治学院大学	8月11日	8月31日
警察官A (男性・女性) (平成28年10月採用)	7月5日	7月5日 ～ 8月17日	9月18日 岡山大学 9月17日、19日 岡山県警察学校	11月19日 ～ 11月22日	12月7日
警察官A (男性・女性)	7月5日	7月5日 ～ 8月17日	9月18日 岡山大学 9月17日、19日 岡山県警察学校	11月19日 ～ 11月22日	12月7日
警察官B (男性・女性)	7月5日	7月5日 ～ 8月17日	9月18日 岡山大学 9月17日、19日 岡山県警察学校	11月19日 ～ 11月22日	12月7日
警察行政職員A	8月9日	8月9日 ～ 9月9日	9月18日 岡山大学	11月19日 ～ 11月22日	12月7日
警察行政職員B	8月9日	8月9日 ～ 9月9日	9月18日 岡山大学	11月19日 ～ 11月22日	12月7日
警察行政職員 (身体障害者対象)	8月9日	8月9日 ～ 9月9日	9月18日 岡山大学	11月19日 ～ 11月22日	12月7日

※身体障害者対象の岡山県警察行政職員採用試験は、申込者がなかったため実施していない。

(2) 受験資格及び試験方法

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
県職	<p>＜県職員A＞                      行政、衛生、農業、土木、建設、林業、漁業、電気</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間30分</li> <li>・ 専門試験 2時間</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul>
	<p>＜県職員B＞                      事務、土木</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間</li> <li>・ 専門試験 (県職員B土木のみ) 2時間</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul>
職員	A		
	市町村立小・中学校事務職		
員	B		
	社会人経験者等対象の県職員土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 1時間30分</li> <li>・ 専門試験 2時間</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul>
等	<p>身体障害者を対象の                      ・ 県職員                      ・ 市町村立小・中学校事務職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作文試験</li> <li>・ 口述試験</li> </ul>
	<p>警察官(男性)                      平成28年10月採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験 2時間</li> <li>・ 論文試験 1時間30分</li> <li>・ 適性検査 3時間</li> <li>・ 身体検査 1</li> <li>・ 資格検査 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口述試験 2</li> <li>・ 身体検査 2</li> </ul>
警察官等	<p>警察官(女性)                      平成28年10月採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同上</li> </ul>



(4) 平成28年度試験概要

① (県職員関係等)

試験名	試験区分	採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)	受験率 (%)	第一 次合格者 (人)	第二 次合格者 (人)	最 終合格者 (人)	競争率 (倍)	採用者 (人)	
県職員A  公示 4月28日 一次 6月26日 一次合格発表 7月13日 二次 7月30日 7月31日～8月3日 8月17日～21日 二次合格発表 8月31日	行政	46	(174)	(109)	66.9	(35)	(33)	(21)	5.8	(16)	
	行政(情報)										
	化学	4	(10)	(6)	70.7	(2)	(2)	4	7.3	4	
	衛生	3	(8)	(7)	85.7	(3)	(3)	(2)	4.0	(2)	
	農業	15	(20)	(14)	69.0	(13)	(10)	(7)	2.7	(6)	
	土木	12	(4)	(2)	58.1	(1)	(1)	(1)	1.5	(1)	
	農業土木	3	(6)	(4)	75.0	(4)	(2)	(1)	3.0	(1)	
	畜産	4	(7)	(6)	83.3	(4)	(4)	(3)	2.0	(2)	
	林業	7	(4)	(3)	59.1	(1)	(1)	(1)	2.6	(1)	
	建築	1	(2)	(1)	85.7	4	4	1	6.0	1	
	電気	2	(3)	(3)	71.4	(3)	(2)	(1)	5.0	(1)	
	計		97	(238)	(155)	67.8	(66)	(58)	(37)	4.5	(30)
	89										
	県職員B  公示 7月5日 一次 9月25日 一次合格発表 10月12日 二次 10月28日、10月29日～31日 二次合格発表 11月16日	事務	4	(16)	(13)	86.7	(8)	(5)	(3)	5.6	(2)
土木		2	(2)	(2)	88.9	(1)	(1)	(1)	4.0	(1)	
計		6	(18)	(15)	87.0	(9)	(6)	(4)	5.2	(3)	
社会人経験者等対象 公示 7月29日 一次 9月18日 一次合格発表 10月5日 二次 11月5、6日 二次合格発表 11月30日	土木	2	21	18	85.7	12	9	4	4.5	4	
	計	2	21	18	85.7	12	9	4	4.5	4	
市町村立小・中学校事務 (県職員Bと同じ)	A	10	(167)	(91)	55.9	(7)	(5)	(4)	13.1	(2)	
	B	8	(39)	(31)	79.7	(14)	(12)	(7)	6.3	(5)	
	計	18	(206)	(122)	60.8	(21)	(17)	(11)	10.1	(7)	
身体障害者対象 公示 8月9日 一次 10月16日 一次合格発表 10月26日 二次 11月12日 二次合格発表 11月30日	県職員(事務)	4	(2)	(2)	71.4	(2)	(2)	(1)	2.5	(1)	
	小・中学校事務	2	(2)	(2)	70.0	(2)	(2)	(1)	7.0	(1)	
	計	6	(3)	(3)	73.3	(3)	(3)	(2)	2.2	(2)	
	5										
県職員等合計		129	(465)	(295)	66.8	(99)	(84)	(54)	5.3	(42)	
			1,180	788		346	305	148		121	

注：( ) は、女性で内数

身体障害者対象採用試験の計は、併願者を1人分として計上



②(警察関係)

試験名	試験区分	採用 予 定 者 (人)	申 込 者 (人)	受 験 者 (人)	受 験 率 (%)	第 一 次 合 格 者 (人)	第 二 次 受 験 者 (人)	最 終 合 格 者 (人)	競 争 率 (倍) <small>受験者/最終合格者</small>	採 用 者 (人)
第1回警察官 公示 3月1日 一次 5月8日 5月5,7日 一次合格発表 6月1日 二次 7月7日~10日 二次合格発表 7月27日	警 察 官 A (男性)10月	26	89	62	69.7	44	41	14	4.4	14
	警 察 官 A (女性)10月	4	18	9	50.0	6	5	3	3.0	1
	小 計	30	107	71	66.4	50	46	17	4.2	15
	警 察 官 A (男性)4月	46	358	266	74.3	203	164	75	3.5	49
	警 察 官 A (女性)4月	6	105	72	68.6	43	33	10	7.2	8
	小 計	52	463	338	73.0	246	197	85	4.0	57
	計	82	(123) 570	(81) 409	71.8	(49) 296	(38) 243	(13) 102	4.0	(9) 72
警察行政職員A 公示 4月28日 一次 6月26日 一次合格発表 7月13日 二次 8月11日 二次合格発表 8月31日	警 察 行 政 職 員 A	5	(155) 286	(107) 198	69.2	(17) 29	(16) 28	(3) 5	39.6	(2) 4
第2回警察官 警察行政職員B 公示 7月5日 一次 9月18日 9月17,19日 一次合格発表 10月12日 二次 11月19日~22日 二次合格発表 12月7日	警 察 官 A (男性)	20	204	104	51.0	76	61	25	4.2	22
	警 察 官 A (女性)	3	48	20	41.7	12	11	5	4.0	5
	小 計	23	252	124	49.2	88	72	30	4.1	27
	警 察 官 B (男性)	36	267	186	69.7	153	141	50	3.7	45
	警 察 官 B (女性)	5	70	40	57.1	27	26	6	6.7	6
	小 計	41	337	226	67.1	180	167	56	4.0	51
	警 察 行 政 職 員 B	2	(38) 49	(34) 43	87.8	(10) 11	(6) 7	(2) 2	21.5	(1) 1
計	66	(156) 638	(94) 393	61.6	(49) 279	(43) 246	(13) 88	4.5	(12) 79	
身体障害者対象 (県職員等と同じ)	警 察 行 政 職 員	1	0	0	/	/	/	/	/	/
警察官計	警察官A	(13) 105	(171) 822	(101) 533	64.8	(61) 384	(49) 315	(18) 132	4.0	(14) 99
	警察官B	(5) 41	(70) 337	(40) 226	67.1	(27) 180	(26) 167	(6) 56	4.0	(6) 51
	合計	(18) 146	(241) 1,159	(141) 759	65.5	(88) 564	(75) 482	(24) 188	4.0	(20) 150
その他警察職員計	8	(193) 335	(141) 241	71.9	(27) 40	(22) 35	(5) 7	34.4	(3) 5	
警 察 合 計	154	(434) 1,494	(282) 1,000	66.9	(115) 604	(97) 517	(29) 195	5.1	(23) 155	

注：( )内は、女性で内数

(5) 採用試験実施結果一覧

試験区分		平成28年度				平成27年度				平成26年度				
		採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	
県職員	A	行政	46	(109) 332	(21) 57	5.8	58	(110) 280	(36) 70	4.0	38	(106) 288	(17) 46	6.3
		化学	4	(6) 29	(0) 4	7.3	2	(2) 16	(0) 2	8.0	3	(1) 22	(0) 3	7.3
		衛生	3	(7) 12	(2) 3	4.0	5	(12) 20	(3) 5	4.0	3	(9) 11	(3) 3	3.7
		農業	15	(14) 40	(7) 15	2.7	7	(15) 33	(4) 7	4.7	7	(9) 29	(2) 8	3.6
		土木	12	(2) 18	(1) 12	1.5	5	(1) 9	(0) 3	3.0	5	(1) 12	(0) 5	2.4
		農業土木	3	(4) 9	(1) 3	3.0	2	(1) 4	(1) 2	2.0	3	(2) 7	(1) 3	2.3
		畜産	4	(6) 10	(3) 5	2.0	1	(2) 2	(1) 1	2.0	1	(4) 4	(1) 1	4.0
		林業	7	(3) 13	(1) 5	2.6	3	(4) 10	(2) 3	3.3	2	(0) 6	(0) 2	3.0
		建築	1	(1) 6	(0) 1	6.0	1	(1) 4	(1) 1	4.0	2	(3) 10	(1) 2	5.0
		電気	2	(3) 10	(1) 2	5.0	4	(0) 9	(0) 4	2.3	1	(0) 11	(0) 2	5.5
		土木(追加)	-	-	-	-	4	(1) 22	(0) 4	5.5	-	-	-	-
	B	事務	4	(13) 39	(3) 7	5.6	9	(20) 61	(4) 9	6.8	9	(22) 53	(4) 9	5.9
		土木	2	(2) 8	(1) 2	4.0	1	(0) 4	(0) 1	4.0	1	(0) 6	(0) 1	6
社会人	土木	2	(0) 18	(0) 4	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	
市町村立小・中学校事務職員		A	10	(91) 170	(4) 13	13.1	10	(135) 250	(7) 14	17.9	12	(102) 200	(8) 15	13.3
		B	8	(31) 63	(7) 10	6.3	9	(45) 86	(10) 13	6.6	11	(28) 50	(10) 15	3.3
県職員 (身体障害者対象)		4	(2) 10	(1) 4	2.5	4	(1) 12	(1) 4	3.0	5	(1) 11	(0) 5	2.2	
小・中学校事務職員 (身体障害者対象)		2	(2) 7	(1) 1	7.0	2	(1) 11	(0) 3	3.7	2	(1) 11	(1) 2	5.5	

試験区分			平成28年度				平成27年度				平成26年度				
			採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	
警察官	10月採用	男性	26	62	14	4.4	21	67	18	3.7	26	87	18	4.8	
		女性	4	9	3	3.0	4	16	5	3.2	4	18	5	3.6	
	4月採用	警察官A (男性)	第1回	46	266	75	3.5	47	257	65	4.0	46	254	73	3.5
			第2回	20	104	25	4.2	26	123	28	4.4	24	170	26	6.5
		警察官A (女性)	第1回	6	72	10	7.2	8	64	12	5.3	8	75	15	5.0
			第2回	3	20	5	4.0	4	18	4	4.5	5	43	7	6.1
		警察官B	男性	36	186	50	3.7	39	211	43	4.9	37	224	44	5.1
			女性	5	40	6	6.7	7	58	9	6.4	7	55	12	4.6
	警察行政職員		A	5	(107) 198	(3) 5	39.6	8	(105) 185	(9) 11	16.8	8	(137) 256	(7) 10	25.6
			B	2	(34) 43	(2) 2	21.5	2	(36) 44	(2) 2	22.0	2	(25) 43	(2) 2	21.5
警察行政職員 (身体障害者対象)		1	-	-	-	1	-	-	-	1	(1) 2	(1) 1	2.0		

注：( )内は、女性で内数

身体障害者対象の県職員及び市町村立小・中学校事務職員は、併願可能としている。  
平成28、27年度の身体障害者対象の警察行政職員採用試験は受験申込がなかった。

## 2 採用及び昇任の選考結果

給料表	等級	採用						合計	昇任						合計					
		知事	教育	警察	企業局	議会	その他		知事	教育	警察	企業局	議会	その他						
行政職	9													2						2
	8		1											3	1					4
	7		1											16	6					22
	6	6	6	1				59	26	4	2			114	23	7	3	2	1	150
	5	2						107	25	8	6			66	10	8	2			86
	4	1	2					40	9	13	7									69
	3	3	5	3																
	2	2																		
	1	55		5																
研究職	5																			
	4													2						2
	3													6						6
	2	4						1		1										2
	1	1		2																
医療職 (一)	4																			
	3	1																		
	2	3						4												4
	1	5																		
医療職 (二)	7																			
	6													3						3
	5													4						4
	4													3						3
	3	2						2												2
	2	6																		
	1																			
医療職 (三)	6							4												4
	5							1												1
	4							5												5
	3							6												6
	2	7																		
	1																			
公安職	9																			
	8			1																1
	7			7												24				24
	6			12																
	5			3																3
	4			8																8
	3			6																6
	2			2																2
1																				
合計		98	15	50				448	100	65	20	2	1	636						

注：地方公務員法の改正により、平成28年度から、昇任は、職制上の段階が基準となったが、平成28年度に実施した昇任選考分も、昇任後の等級により集計した。

## 第 4 章

### 給 与 関 係 業 務

## 第4章 給与関係業務

### 1 職員給与の実態

平成28年4月1日現在における一般職の職員（企業職員等を除く。）の給与等の実態を調査した。  
その結果は、次のとおりである。

（1） 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区分 給料表		計	性別		学歴別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	人 22,666	13,588	9,078	19,525	851	2,281	9
	構成比	% 100.0	59.9	40.1	86.1	3.8	10.1	0.0
行政職	職員数	人 5,004	3,471	1,533	3,493	376	1,127	8
	構成比	% 22.1	69.4	30.6	69.8	7.5	22.5	0.2
公安職	職員数	人 3,521	3,180	341	2,278	169	1,073	1
	構成比	% 15.5	90.3	9.7	64.7	4.8	30.5	0.0
教育職(一)	職員数	人 4,026	2,412	1,614	3,864	81	81	-
	構成比	% 17.8	59.9	40.1	96.0	2.0	2.0	-
教育職(二)	職員数	人 56	30	26	55	1	-	-
	構成比	% 0.2	53.6	46.4	98.2	1.8	-	-
小中教育職	職員数	人 9,566	4,209	5,357	9,370	196	-	-
	構成比	% 42.2	44.0	56.0	98.0	2.0	-	-
研究職	職員数	人 221	188	33	219	2	-	-
	構成比	% 1.0	85.1	14.9	99.1	0.9	-	-
医療職(一)	職員数	人 26	18	8	26	-	-	-
	構成比	% 0.1	69.2	30.8	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	人 148	78	70	129	19	-	-
	構成比	% 0.7	52.7	47.3	87.2	12.8	-	-
医療職(三)	職員数	人 98	2	96	91	7	-	-
	構成比	% 0.4	2.0	98.0	92.9	7.1	-	-

注1：再任用職員、任期付職員は含まれていない。

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

(2) 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	22,666	42.6	20.0	352,051	9,334	4,844	366,229
行 政 職	5,004	43.5	21.3	339,084	10,647	6,569	356,300
公 安 職	3,521	38.0	16.6	321,530	12,931	5,911	340,372
教 育 職 ( 一 )	4,026	45.0	21.9	379,714	10,017	4,662	394,393
教 育 職 ( 二 )	56	41.5	18.5	361,789	9,821	4,440	376,050
小 中 教 育 職	9,566	42.8	19.9	358,061	7,026	3,470	368,557
研 究 職	221	44.0	19.5	359,263	12,934	5,190	377,387
医 療 職 ( 一 )	26	40.2	13.1	424,655	11,212	74,987	510,854
医 療 職 ( 二 )	148	45.2	20.3	350,908	8,341	3,753	363,002
医 療 職 ( 三 )	98	42.5	19.5	348,170	2,867	2,510	353,547

注：給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

## 2 民間給与の調査

職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査した。その概要は次のとおりである。

### (1) 調査事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した256の事業所について調査し、調査が完了した事業所は、次のとおりである。

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所				
産 業 計		228	80	107	41
農 業 , 林 業 , 漁 業		0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業		17	6	7	4
製 造 業		115	38	58	19
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業		30	14	8	8
卸 売 業 , 小 売 業		22	5	13	4
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業, 物品賃貸業		8	3	4	1
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		36	14	17	5

### (2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	学 歴				
新 卒 事 務 員	大学卒	192,713	198,378	188,264	187,661
	短大卒	170,958	174,651	168,779	164,256
	高校卒	160,175	160,917	160,574	156,919
新 卒 技 術 者	大学卒	196,920	201,743	193,982	192,435
	短大卒	176,414	178,318	175,376	174,034
	高校卒	161,592	160,737	162,406	161,232

新卒事務員 及び 新卒技術者	大学卒	194,460	199,712	190,571	190,084
	短大卒	173,247	176,111	171,616	168,792
	高校卒	160,872	160,834	161,528	159,020

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

### (3) 諸手当の支給状況

#### ア 家族手当

##### その1 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による支給制限の状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
84.5	(94.4)	[76.1]	[23.9]	(5.6)	15.5

注：1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

##### その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
3.9	7.2	88.9

注：配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

##### その3 家族手当の手当額の定め方

(単位：%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
80.5	0.0	6.0	13.5

注：手当の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。



その4 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	岡 山 県	全 国
配 偶 者	13,283円	14,024円
配 偶 者 と 子 1 人	19,244円	20,094円
配 偶 者 と 子 2 人	24,607円	25,593円

注：家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

イ 住宅手当

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合	
	岡 山 県	全 国
支 給	56.0%	50.2%
非 支 給	44.0%	49.8%
借家・借間居住者に対する住宅 手当月額の最高支給額の中位階層	岡 山 県	全 国
	28,000円以上29,000円未満	30,000円以上31,000円未満

ウ 特別給（賞与及び臨時給与）

項 目		区 分	岡 山 県	全 国	
			事務・技術等従業員	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)		317,603 円	375,809 円	280,106 円
	上 半 期 (A 2)		318,339 円	377,936 円	280,178 円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)		665,633 円	807,638 円	526,693 円
	上 半 期 (B 2)		705,681 円	823,065 円	520,984 円
特別給の支給割合	下半期(B 1/A 1)		2.10 月分	2.15 月分	1.88 月分
	上半期(B 2/A 2)		2.22 月分	2.18 月分	1.86 月分
	年 間 計		4.31 月分	4.32 月分	

注：下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは平成28年2月から同年7月までの期間をいう。

### 3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成28年10月4日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について次のように報告及び勧告を行った。

#### (1) 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
375,391円	374,926円	465円 (0.12%)

注：民間給与、職員給与ともに、平成28年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

#### (2) 報告 (むすび)

##### ア 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

##### (ア) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

本年の改定に当たっては、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、民間給与との間に差が生じている初任給を引き上げるとともに、若年層へ重点的に配分する改定を行う。その他については、給与制度の総合的見直しにより世代間の給与配分の見直しを行ったことを踏まえて改定を行うこととする。再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定し、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

なお、本県の給与制度は、基本的に国に準じた内容としているところであり、今後とも、国の動向等を注視しつつ、本県の実情も踏まえながら、必要な対応について検討を進めることとする。

##### (イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

##### (ウ) 扶養手当

扶養手当については、少子化対策が国全体で取り組まれていること等を考慮し、国家公務員の扶養手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

また、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとし、各年度における具体的な月額額は、別表第3のとおりとする。

##### (エ) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.30月分とすることとする。支給月数の引上げ分については、本年度は、12月期の勤勉手当に充て、平成29年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

なお、再任用職員の勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、2.25月分とすることとし、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については、年間の支給月数を0.10月分引

き上げ、3.25月分とすることとする。それぞれの引上げ分については、職員の勤勉手当に準じて配分することとする。

#### イ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支 店 長 工 場 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長</li> </ul>
部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長</li> <li>・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職</li> </ul>
部 次 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職</li> <li>・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者</li> </ul>
課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長</li> <li>・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職</li> </ul>
課 長 代 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・ 課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者</li> </ul>
係 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係の長及び係長級専門職</li> <li>・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者</li> </ul>
主 任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者</li> <li>・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者</li> </ul>
係 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者</li> </ul>

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課長		
7級	本庁困難課長		課長代理	課長
6級	本庁課長			
5級	副参事	係長	課長代理	課長代理
4級	主幹			
3級	主任	主任	係長	係長
2級	主事 技師			
1級		係員	係員	係員

別表第3 各年度における扶養手当の月額

(単位：円)

扶養親族		年 度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

注：1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、行政職給料表以外の各給料表でこれらに相当する等級を含む。

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る月額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

### (3) 勸告

職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勸告する。

#### ア 改定の内容

##### (ア) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

##### (イ) 初任給調整手当について

7) 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。

1) 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,600円とすること。

##### (ウ) 扶養手当について

7) 配偶者に係る手当の月額を6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(イ)において「特定職員」という。)にあつては、3,500円)とし、子に係る手当の月額(扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号)第9条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき10,000円とすること。

1) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。

7) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと。

##### (エ) 期末手当及び勤勉手当について

##### 7) 平成28年12月期の支給割合

a 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分(特定幹部職員にあつては、1.1月分)とすること。

b 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.425月分(特定幹部職員にあつては、0.525月分)とすること。

c 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

##### 1) 平成29年6月期以降の支給割合

a 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分(特定幹部職員にあつては、1.05月分)とすること。

b 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分(特定幹部職員にあつては、0.5月分)とすること。

- c 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

#### イ 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、アの(エ)の7)については平成28年12月1日から、アの(ウ)及び(エ)の1)については、平成29年4月1日から実施すること。

#### ウ 扶養手当の月額等の特例措置

- (ア) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、(ウ)の7)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、(ウ)の1)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、(ウ)のウ)中「11,000円とする取扱を廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、(ウ)のエ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- (イ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、(ウ)の7)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(イ)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、(ウ)の1)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、(ウ)のエ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

## 4 勧告実施の状況

民間給与との比較等に基づき、給料表については、全年齢層を対象に月例給の0.12%(改定額457円)引上げを勧告し、また期末手当及び勤勉手当については、年間の支給割合の0.10月分引上げを勧告し、いずれもそのとおりに実施された。

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇確保の観点から支給月額の限度の引上げを勧告し、そのとおりに実施された。

扶養手当の改定については、配偶者に係る月額引下げ及び子に係る月額引上げを勧告したが、当局と職員組合との交渉の結果、平成29年4月1日からの改定を見送ることで妥結したため、未実施となっている。



別記(抄)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員	1	147,300	197,800	234,200	267,400	293,400	324,000	368,100	413,600	463,900
	2	148,400	199,600	235,800	269,300	295,600	326,200	370,700	416,000	467,000
	3	149,600	201,400	237,300	271,100	297,900	328,500	373,200	418,500	470,000
	4	150,700	203,100	238,900	273,200	300,000	330,700	375,800	420,900	473,000
	5	151,900	204,700	240,400	275,000	302,000	332,900	377,800	422,800	476,000
	6	153,000	206,500	242,100	276,900	304,300	334,900	380,300	425,100	479,000
	7	154,100	208,300	243,600	278,800	306,600	337,100	382,600	427,200	482,000
	8	155,200	210,100	245,200	280,900	308,800	339,300	385,100	429,400	485,100
	9	156,300	211,700	246,600	283,000	310,900	341,400	387,600	431,400	487,800
	10	157,700	213,500	248,100	285,000	313,200	343,600	390,300	433,500	490,900
	11	159,100	215,300	249,700	287,100	315,400	345,700	392,900	435,600	493,900
	12	160,400	217,000	251,100	289,100	317,700	347,900	395,600	437,700	497,000
	13	161,700	218,600	252,600	291,100	319,800	349,800	398,000	439,400	499,700
	14	163,200	220,500	254,100	293,200	321,900	351,800	400,300	441,200	502,000
	15	164,700	222,400	255,400	295,200	324,100	353,900	402,500	443,200	504,300
	16	166,300	224,300	256,800	297,200	326,200	355,900	404,900	445,200	506,600
	17	167,700	225,900	258,300	299,200	328,300	357,700	406,700	447,100	508,700
	18	169,200	227,600	260,000	301,200	330,300	359,700	408,700	448,900	510,100
	19	170,700	229,200	261,700	303,300	332,400	361,500	410,600	450,700	511,600
	20	172,200	230,800	263,500	305,300	334,400	363,400	412,400	452,400	513,000
	21	173,600	232,300	265,100	307,300	336,300	365,400	414,300	454,200	514,200
	22	176,300	234,000	266,900	309,400	338,400	367,300	416,100	455,700	515,600
	23	179,000	235,600	268,600	311,400	340,400	369,300	417,900	457,100	517,100
	24	181,700	237,200	270,300	313,500	342,500	371,200	419,800	458,600	518,600
	25	184,400	238,500	272,300	315,300	344,000	373,200	421,600	460,000	519,700
	26	186,100	240,000	274,200	317,400	345,900	375,100	423,100	461,300	520,800
	27	187,800	241,400	276,000	319,500	347,800	377,100	424,600	462,600	522,000
	28	189,500	242,700	277,800	321,500	349,700	379,100	426,200	463,800	523,200
	29	191,000	244,000	279,500	323,400	351,400	380,600	427,800	464,800	524,200
	30	192,800	245,200	281,400	325,400	353,300	382,400	429,100	465,500	525,100
	31	194,600	246,200	283,300	327,500	355,200	384,200	430,400	466,300	526,000
	32	196,200	247,400	285,000	329,600	357,000	385,800	431,600	467,000	526,900
	33	197,800	248,700	286,700	331,000	358,900	387,600	432,800	467,700	527,700
	34	199,300	249,900	288,600	333,000	360,700	389,000	434,100	468,500	528,600
	35	200,800	251,100	290,400	334,900	362,500	390,500	435,400	469,200	529,300
	36	202,200	252,400	292,300	337,000	364,200	392,100	436,600	469,800	529,800
	37	203,500	253,300	293,900	338,900	365,600	393,500	437,800	470,300	530,500
	38	204,800	254,700	295,600	340,800	366,900	394,700	438,600	470,900	531,100
	39	206,100	256,100	297,400	342,800	368,300	395,900	439,400	471,500	531,900
	40	207,400	257,600	299,200	344,700	369,700	397,000	440,200	472,100	532,500
	41	208,600	259,000	300,900	346,600	371,000	398,100	440,800	472,600	533,000
	42	209,900	260,400	302,600	348,500	371,900	399,300	441,500	473,100	
	43	211,100	261,800	304,200	350,300	373,000	400,500	442,200	473,500	
	44	212,300	263,100	305,800	352,200	374,100	401,600	442,900	473,800	
	45	213,500	264,300	307,500	353,700	374,900	402,300	443,700	474,100	
	46	214,800	265,600	309,200	355,100	375,800	403,000	444,500		
	47	216,000	267,000	310,800	356,600	376,700	403,700	444,900		
	48	217,200	268,300	312,500	358,100	377,600	404,400	445,600		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	218,300	269,600	313,600	359,700	378,500	405,000	446,100		
	50	219,400	270,700	315,100	360,500	379,300	405,600	446,500		
	51	220,400	272,000	316,600	361,700	380,100	406,100	446,900		
	52	221,500	273,300	318,200	362,700	380,900	406,500	447,300		
	53	222,500	274,300	319,800	363,600	381,600	406,900	447,700		
	54	223,400	275,400	321,400	364,700	382,300	407,200	448,100		
	55	224,100	276,700	323,000	365,600	383,000	407,500	448,500		
	56	225,000	278,000	324,500	366,700	383,700	407,800	448,800		
	57	225,600	279,100	326,000	367,600	384,200	408,100	449,100		
	58	226,500	280,100	327,200	368,300	384,800	408,400	449,500		
	59	227,400	281,100	328,400	369,000	385,400	408,700	449,800		
	60	228,300	282,200	329,600	369,700	386,100	409,000	450,100		
	61	229,100	283,400	330,300	370,100	386,500	409,300	450,400		
	62	230,100	284,400	331,200	370,700	387,200	409,600			
	63	230,800	285,300	332,000	371,400	387,800	409,900			
	64	231,600	286,300	332,800	372,100	388,400	410,200			
	65	232,300	287,000	333,700	372,400	388,800	410,500			
	66	233,100	287,900	334,100	373,100	389,400	410,800			
	67	234,000	288,600	334,800	373,800	390,000	411,100			
	68	234,900	289,500	335,600	374,500	390,600	411,400			
	69	235,600	290,500	336,400	374,800	391,000	411,600			
	70	236,200	291,300	337,100	375,400	391,500	411,900			
	71	236,700	292,100	337,800	376,100	392,000	412,200			
	72	237,400	292,900	338,500	376,700	392,600	412,500			
再任用職員以外の職員	73	238,000	293,700	339,000	377,000	392,900	412,700			
	74	238,600	294,200	339,600	377,600	393,300	413,000			
	75	239,200	294,600	340,100	378,300	393,700	413,300			
	76	239,800	295,100	340,700	378,900	394,100	413,500			
	77	240,500	295,200	341,000	379,300	394,400	413,700			
	78	241,300	295,600	341,500	379,800	394,700	414,000			
	79	242,100	295,800	341,900	380,400	395,000	414,300			
	80	242,800	296,200	342,400	380,900	395,300	414,500			
	81	243,500	296,400	342,800	381,400	395,500	414,700			
	82	244,200	296,600	343,300	382,000	395,800	415,000			
	83	244,900	297,000	343,800	382,500	396,100	415,300			
	84	245,600	297,300	344,300	382,800	396,300	415,500			
	85	246,200	297,600	344,600	383,200	396,500	415,700			
	86	246,900	297,900	345,000	383,700	396,800				
	87	247,600	298,200	345,500	384,100	397,100				
	88	248,300	298,600	345,900	384,500	397,300				
	89	249,000	298,900	346,200	384,900	397,500				
	90	249,500	299,300	346,600	385,400	397,800				
	91	249,900	299,600	347,100	385,800	398,100				
	92	250,400	300,000	347,500	386,200	398,300				
	93	250,700	300,100	347,700	386,500	398,500				
	94		300,300	348,100						
	95		300,700	348,600						
	96		301,100	349,000						
	97		301,300	349,100						
	98		301,600	349,600						
	99		302,000	350,000						
	100		302,400	350,300						

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	101	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	102		302,600	350,600						
	103		302,900	351,000						
	104		303,300	351,400						
	105		303,600	351,800						
	106		303,800	352,300						
	107		304,100	352,700						
	108		304,500	353,100						
	109		304,800	353,500						
	110		305,000	354,000						
	111		305,400	354,400						
	112		305,800	354,700						
	113		306,100	355,000						
	114		306,200	355,500						
	115		306,500							
	116		306,800							
	117		307,200							
	118		307,400							
	119		307,600							
	120		307,900							
	121		308,200							
	122		308,600							
	123		308,800							
	124		309,100							
	125		309,400							
再任用職員		190,600	218,400	260,700	280,100	295,200	320,600	362,300	395,400	446,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 第 5 章

### 勤務条件関係等業務

## 第5章 勤務条件関係等業務

### 1 勤務条件

- (1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）を改正し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う字句の修正を行った。（適用：平成29年1月1日）
- (2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年岡人委第42号）を改正し、特別休暇のうち、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うための休暇について、これまで原則として岡山県内での活動に限っていたものを、岡山県民が参加する活動については、県外での活動についても取得できることとした。（適用：平成29年1月1日）
- (3) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正に伴い、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）を次のとおり改正した。（適用：平成29年4月1日）
  - ア 請求により深夜勤務等が制限される、育児を行う職員の子の範囲の拡大（特別養子縁組等）に伴う規定の整備
  - イ 介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続きに係る規定の整備
  - ウ 介護休暇の分割取得が可能となったことに伴う規定の整備
  - エ 介護時間及び子育て支援時間の創設に伴う規定の整備
- (4) (3)に伴い、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年岡人委第42号）を改正し、必要となる事項を定めた。（適用：平成29年4月1日）

### 2 服 務

平成28年度において規則等の改廃等を行ったもの …… なし

### 3 その他

- (1) 職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年岡山県人事委員会規則第15号）及び職員の配偶者同行休業の運用について（平成26年岡人委第78号）を次のとおり改正した。

配偶者の外国での勤務が再度延長した場合及び延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会が認める事情を、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として規定し、様式の改正を行った。（適用：平成28年12月16日）
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正及び職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、職員の育児休業等に関する規則（平成4年岡山県人事委員会規則第6号）及び職員の育児休業等に関する規則の運用について（平成4年岡人委第361号）を改正し、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組等）に伴う規定の整備を行った。（適用：平成29年4月1日）
- (3) 職員の高齢者部分休業に関する規則（平成29年岡山県人事委員会規則第7号）を次のとおり制定した。

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、同条例の施行に必要な事項を定めた。（適用：平成29年4月1日）
- (4) 職員の退職管理に関する規則（平成28年岡山県人事委員会規則第5号）を改正し、岡山県警察組織規則の改正に伴う字句の修正を行った。（適用：平成29年3月24日）
- (5) 知事部局の職制変更に伴い、職員の退職管理に関する規則（平成28年岡山県人事委員会規則第5号）を改正した。（適用：平成29年4月1日）

## 第 6 章

### 公平審査関係業務

## 第6章 公平審査関係業務

### 1 勤務条件に関する措置要求

- (1) 平成28年度において判定したもの …… なし
- (2) 平成28年度において審査したもの …… 1件
- (3) 平成28年度において却下したもの …… なし
- (4) 平成28年度において取下げのあったもの …… なし

### 2 不利益処分に関する審査請求

〔平成28年3月31日以前に申立てされたものは、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）による改正以前の地方公務員法第49条の2に基づく不服申立て〕

- (1) 平成28年度において裁決したもの …… 1件

平成26年第2号不服申立事案	
1 処分者	県警察本部長
2 処分の内容	懲戒減給処分（100分の10、6月）及び分限降任処分
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年5月10日
口頭審理	1回
裁決年月日	平成28年4月12日
裁決内容	処分承認

- (2) 平成28年度において審査したもの …… 2件（上記裁決をしたものを含む。）

平成26年第2号不服申立事案	
1 処分者	県警察本部長
2 処分の内容	懲戒減給処分（100分の10、6月）及び分限降任処分
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成26年5月10日
口頭審理	1回

平成28年第1号不服申立事案	
1 処分者	受託団体の長
2 処分の内容	懲戒停職処分（6月）
3 審査の状況	
不服申立年月日	平成28年3月30日

- (3) 平成28年度において却下したもの …… なし
- (4) 平成28年度において取り下げのあったもの …… なし

(5) 平成28年度において打ち切ったもの …… なし

### 3 苦情処理

平成28年度において苦情相談があったもの …… 16件

(単位：件)

事項	処理 制度説明	アドバイス	当局に伝達	調査申入れ	その他	計
任用関係						
給与関係	2		1	1		4
勤務条件	4		1		1	6
福利厚生						
いじめ等	1	1	2		1	5
その他	1					1
計	8	1	4	1	2	16

### 4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧

平成29年3月31日現在の受託団体は次のとおりである。

団体の種類	団 体 数	計
市	井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 備前市, 瀬戸内市, 赤磐市, 真庭市, 美作市, 浅口市 (10市)	59団体
町 村	和気町, 早島町, 里庄町, 矢掛町, 新庄村, 鏡野町, 勝央町, 奈義町, 西粟倉村, 久米南町, 美咲町, 吉備中央町 (12町村)	
一部事務組合	専任の職員を置いているすべての組合 (37一部事務組合)	



## 第 7 章

### 職員団体関係業務

## 第 7 章 職員団体関係業務

### 1 職員団体の登録

#### (1) 県関係

平成28年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（4件）。

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
1	岡山県職員労働組合	28. 7. 6	役員変更
2	岡山県教職員組合	28. 4. 7	役員変更
3	岡山県高等学校教職員組合	28. 4. 5 28. 5. 6	役員変更 役員変更

#### (2) 受託地方公共団体関係

平成28年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（12件）。

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
6	浅口市職員労働組合	28. 10. 13	役員変更
33	浅口市職員組合	28. 10. 13	役員変更
36	自治労早島町職員組合	28. 8. 25	役員変更
44	新見市職員労働組合	28. 8. 16	役員変更
48	総社市職員組合	28. 8. 16	役員変更
50	自治労新見市職員組合	28. 6. 6	役員変更
51	美咲町職員労働組合	28. 8. 8	役員変更
52	真庭市職員労働組合	28. 8. 25 28. 8. 25	規約変更 役員変更
54	高梁市幼児教育教職員組合	28. 5. 6	役員変更
55	井原市幼児教育教職員組合	28. 4. 6	役員変更
56	総社市幼児教育教職員組合	28. 4. 8	役員変更

## 2 管理職員等の範囲の指定

### (1) 県関係

職の新設・改廃等に基づき、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

機 関 名		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
知 事 部 局	本 庁	総括副参事（評価班に 属する者） 主事（行政改革推進室 に属する者	参事（公聴広報課及び統計 分析課に属する者） 総括副参事（総務班に属す る者） 副参事（行政改革推進室に 属する者） 総括主幹（評価班に属する 者）	職の新設 及び廃止	28. 3.29 規則第21号
	高等技術専門 校	副校長		職の新設	
教 育 委 員 会	教育事務所	総括参事（教職員班及 び学校支援班に属する 者に限る。）		職の新設	
	博物館	参事		職の新設	
	古代吉備文化 センター		参事	職の廃止	

(2) 受託地方公共団体関係

職の新設・改廃等に伴い、岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。

公共団体	機 関		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
井原市	教育委員会	事務局		教育長	職の廃止	28. 6.17 規則第24号
高梁市	市長部局	本庁	課長代理 室長代理		職の新設	
		地域局		参事 課長補佐	職の廃止	
		病院	放射線室長 リハビリテーシ ョン室長		職の新設	
		グリーンハイ ツ成羽川		所長	施設の廃 止	
		認定こども園	副園長		職の新設	
	教育委員会	事務局	課長代理	参事	職の新設 及び廃止	
瀬戸内市	市長部局	本庁	総括主幹 主幹（総務課、 財政課及び企画 振興課に属する 者に限る。） 主査（総務課行 政係及び職員 係、財政課並び に企画振興課に 属する者に限 る。） 主任（総務課行 政係及び職員 係、財政課並び に企画振興課に 属する者に限 る。）	財政係長 主幹 主査（行政係、 職員係及び財政 係に属する者に 限る。） 主任（行政係、 職員係及び財政 係に属する者に 限る。）	職の新設 及び廃止	
		支所		次長	職の廃止	
		上寺山楽々園		園長	施設の廃 止	
		病院		附属診療所長	職の廃止	
		教育委員会	スポーツ公園		所長	施設の廃 止

赤磐市	市長部局	本庁	主査及び主任 (総務人事班に 属する者で人事 又は給与の事務 を行うものに限 る。)	主査(総務人事 班に属する者に 限る。)	職の新設 及び廃止
浅口市	市長部局	保育園		園長	施設の廃 止
	教育委員会	保育園	園長		施設の新 設
		こども園	園長		施設の新 設
		給食センター		センター長	施設の廃 止
		学校給食セン ター	所長		施設の新 設
和気町	町長部局	本庁	総合政策監 財政情報係長	企画財政係長	職の新設 及び廃止
早島町	町長部局	本庁	会計管理者 参事 総務係長	庶務係長	職の新設 及び廃止
	教育委員会	事務局	課長	教育長	職の新設 及び廃止
津山圏域 西部衛生 施設組合	事務局			事務局長	一部事務 組合の解 散
津山圏域 東部衛生 施設組合	事務局			事務局長	一部事務 組合の解 散

## 第 8 章

### 労働基準監督機関関係業務

## 第8章 労働基準監督機関関係業務

### 1 労働基準監督機関職権行使者

労働基準監督機関の職権は、平成26年10月13日人事委員会の決議により、秋山委員に委任されている。

### 2 労働基準法別表第1の事業区分

次の事業所の廃止に伴い、事業区分から削除するとともに、岡山労働局長に報告した。

区 分	名 称	号 別	決定年月日	備 考
知事部局	岡山光量子科学研究所	12号	29.3.22	

### 3 労働基準法に基づく諸届の受理等

平成28年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
時間外労働、休日労働に関する協定の締結届	93	年度当初91件、変更2件
解雇予告除外認定	3	

### 4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等

平成28年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
衛生管理者等選任報告	53	衛生管理者45件、産業医8件
健康診断結果報告	1	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	9	
労働者死傷病報告	2	
機械等設置届	2	工業用エックス線装置
特定機械等の性能検査実施	18	(一社)日本ボイラ協会委託分14件 (一社)日本クレーン協会委託分2件
第一種圧力容器設置届	1	落成検査を実施し、検査証を交付
第一種圧力容器休止報告	1	
ボイラ一設置届	1	落成検査を実施し、検査証を交付
ボイラ一休止報告	1	